

山梨県動物愛護管理事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 山梨県動物愛護管理事業費補助金の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業及び経費）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、公益社団法人山梨県獣医師会（以下「獣医師会」という。）が行う動物愛護の意識の高揚と動物の健康及び安全の保持を図る事業で、別表第1の中欄に掲げるものとし、その対象経費は同表の右欄に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費の2分の1とし、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 この補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に当該年度の事業計画書及び収支予算書を添えて、当該年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表第2に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められた場合は速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、精算払いとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、補助事業実績報告書（第4号様

式)に当該年度の事業報告書及び収支決算書(見込書)を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(証拠書類の保管期間)

第9条 補助事業に関する証拠書類を整備し、関係帳簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び取得財産等の耐用年数を勘案して別に定める期間(以下、「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月24日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

	補助対象事業	補助事業に要する経費
一	動物愛護普及啓発事業	動物の愛護及び管理に関する普及啓発事業、動物愛護週間事業、その他知事が必要と認める経費
二	調査研究事業	動物由来感染症及び狂犬病予防に係る調査研究費

別表第 2 (第 5 条関係)

軽 微 な 変 更
<p>(1) 補助事業に要する経費の配分については、別表第 1 に掲げる補助対象事業のそれぞれ間の事業費のいずれか低い額の 2 0 % 以内を増減させる場合</p> <p>(2) 補助事業の内容については、実施過程で生じた事情変更等によるもので、その内容が軽微であり、補助金の額の増額を生じることなく、また、事業目的に著しく影響を与えない場合</p>

第1号様式(第4条関係)

番
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

年度山梨県動物愛護管理事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり補助事業を実施したいので補助金 円
を交付されますよう、山梨県補助金等交付規則第4条及び山梨県動物愛護管理事業費補
助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第2号様式（第5条関係）

番
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

年度山梨県動物愛護管理事業費補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、山梨県動物愛護管理事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 添付書類

- (1) 変更部分について、変更前を朱書き、変更後を黒書きした事業計画書
- (2) 変更部分について、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に2段書きした収支予算書

殿

山梨県知事

年度山梨県動物愛護管理事業費補助金の交付決定通知書（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった山梨県動物愛護管理事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった 事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成 年 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

第4号様式（第8条関係）

番 年 月 号
日

山梨県知事 殿

住所

氏名 印

山梨県動物愛護管理事業費補助金補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県動物愛護管理事業費補助金補助事業の実績を山梨県補助金等交付規則第12条及び山梨県動物愛護管理事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書（見込書）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第5号様式（第10条関係）

番
年 月 日
号

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

財産処分承認申請書

年度山梨県動物愛護管理事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県動物愛護管理事業費補助金交付要綱第10条第2項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類